

真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集要項

- 申込受付期間 2025 年 10 月 6 日(月)～2025 年 11 月 7 日(金)
- 申込受付方法 申込先への郵送または持参。(2025 年 11 月 7 日(金)の消印まで有効)
- 募集要項（申込書）の配布
 - ・ 配布場所
真鶴町役場都市基盤課、県西土木事務所小田原土木センター許認可指導課及び真鶴港港湾管理事務所
 - ・ 配布期間
2025 年 10 月 6 日(月)～2025 年 11 月 7 日(金)
※真鶴町役場都市基盤課、県西土木事務所小田原土木センター許認可指導課では、上記期間の 8 時 30 分～17 時 15 分まで(土・日・祝日は除く)
真鶴港港湾管理事務所では、上記期間の 9 時～17 時まで(土・日・祝日も含む)
※真鶴町及び県西土木事務所小田原土木センターのホームページからもダウンロードできます。
- 申込先 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244－1
真鶴町役場都市基盤課 Tel0465-68-1131
- 募集の内容

区分	艇の長さ	艇の幅	艇数
ヨット係留	8.0m 以下	3.0m 以下	1 艇

 - ・ 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- 応募資格
 - ・ 艇を所有しているか又は所有する予定がある方。
 - ・ 本人もしくは同一世帯の方が、既に真鶴港で名義人としてヨット保管施設の利用承認を受けていない方。
 - ・ 他の「共同利用者名簿」に記載されていない方。
※共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
 - ・ 同一世帯から 2 人以上の申込はできません。
 - ・ 1 人 1 通のみの応募とし、複数の応募は無効になります。

目次

- 1 申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続き
- 3 申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類（利用承認申請書類）
- 6 真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集申込書（裏面共同利用者名簿）

* 応募にあたっては、条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申込んでください。

1 申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 2025 年 10 月 6 日(月)～2025 年 11 月 7 日(金)
- 受付方法 郵送及び持参（当日消印有効）
- 申込先等 別添の「真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集申込書」に必要事項を記載の上、真鶴町役場都市基盤課へ郵送してください。
 - ・ 郵送された応募書類は返却できません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 受付期間終了後、2025 年 11 月 20 日(木)までに「抽選番号」を通知します。
 - ・ 2025 年 11 月 20 日(木)までに「抽選番号」の通知がない場合は、必ず真鶴町役場都市基盤課までご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 2025 年 11 月 25 日(火) 午前 10 時から
 - ・ 抽選場所 真鶴町役場 3 階 傍聴席
 - ・ 抽選は公開で行いますが、その出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 抽選日までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所が生じた場合は、それを募集数に加えて抽選を行います。
 - ・ 当選者が辞退した場合には、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 文書による通知 2025 年 12 月 1 日(月)以降、応募者全員に抽選結果を通知します。

- ・電話による問い合わせには、お答えできません。
- ・当選者には、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続き

艇の搬入及び艇長・艇幅の実測等

- 艇の搬入は真鶴町役場都市基盤課と日程調整の上、2026 年 2 月 13 日(金)までに行ってください。搬入日は原則として休港日を除く平日としてください。
- 艇の搬入の際に係留に必要なチェーンの設置など自費工事が発生する場合がありますので、ご承知おきください。
- 艇を真鶴港に搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを確認します。

利用承認申請手続き

- 艇の長さ・幅の確認を受けた後に、利用承認申請書類を提出してください。
- 利用料の納付につきましては、当選決定後に打合せさせていただきます。
- 真鶴ヨットオーナーズクラブに任意で加入いただくことができます。

3 申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集要項の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した 9 名までの「共同利用者」並びにこれらの者の同伴者
共同利用者	応募の際、「共同利用者名簿」に記載されている方は、本人の名義で別に応募することはできません。

- (4) 施設の利用料は、利用開始日の属する月の 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの料金となり（利用開始日が 2025 年 12 月中の場合、利用料金は 2025 年 12 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの 4 箇月分、利用開始日が 2026 年 1 月中の場合、利用料金は 2026 年 1 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの 3 箇月分、利用開始日が 2026 年 2 月中の場合、利用料金は 2026 年 2 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの 2 箇月分）、2025 年度内は月単位で利用料をお支払いいただくこととなります。年度末に継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば年単位の継続利用ができ、その際は特別な理由がない場合は年単位で利用料をお支払いいただきます。

- (5) 営利を目的として、施設を利用したり、施設内で営業行為を行ったりする場合には、利用を認められず「権利の譲渡」はできません。
- (6) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時に艇を移動したりしていただくことがあります。
- (7) 休港日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (8) 月間及び年間の利用料(2025年10月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。
ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」（昭和39年県条例第93号）が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご承知おきください。

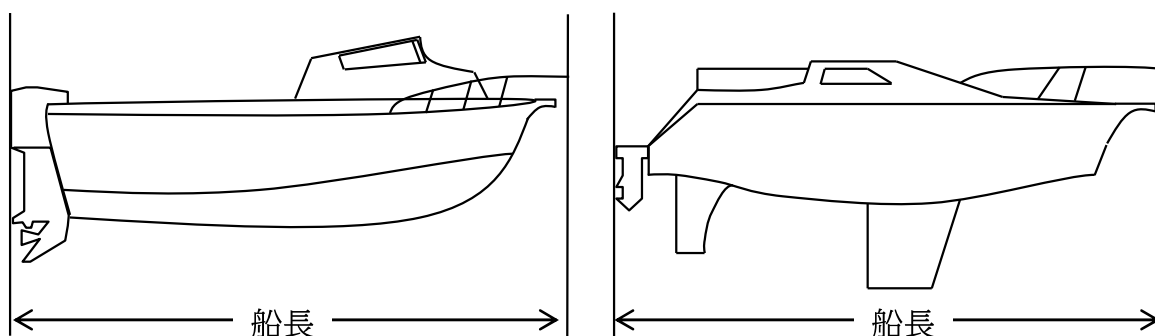
【ヨット月間係留料】

艇の長さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
6.0m以下のもの	21,810円	26,200円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	28,320円	33,920円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	31,500円	37,870円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	34,990円	41,970円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	38,780円	46,510円

【ヨット年間係留料】（参考）

艇の長さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
6.0m以下のもの	237,990円	285,580円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	309,240円	371,090円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	343,950円	412,770円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	381,700円	458,100円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	423,390円	508,130円

- (9) 利用料の算定に係る艇の長さ（船長）は、次の例のとおり、係留時に艇に設置されている金具及び船外機等の附属品を含んで実測した艇の全長とします。



4 申込みに必要な書類

申 込 書	・この募集要項に添付されている「<u>真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集申込書</u>」に必要な事項を記載してください。 ・共同利用者については、裏面に記載してください。
添付書類	・応募者本人の<u>申込み前3月以内に交付を受けた住民票（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）</u> ・<u>小型船舶登録事項証明書の写し</u> （当選後に艇を所有予定の場合、小型船舶登録事項証明書の写しは利用承認申請を行う際に提出してください。）
返信用封筒	・<u>2通</u>（抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、110円分の切手を貼ってください。）

5 当選した場合に必要な書類（利用承認申請書類）

艇を搬入する日に、次の書類を真鶴町役場都市基盤課にご持参ください。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

- (1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

- (2) 添付書類

- ① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)
- ② 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し（その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。）
- ③ 船舶安全法に規定する「船舶検査証書」の写し
- ④ 氏名、生年月日、住所が記載されている運転免許証等の写し
- ⑤ 艇の横全景カラー写真(裏面に申請者の氏名を記載ください。)
- ⑥ 共同利用者名簿(共同利用者としての要件は、「他の申請者又は共同利用者として登録されて

いるものではないこと」、「当該申請に係る艇の所有権(共同所有を含む)を有すること」です。)

⑦ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

⑧ 海技免状の写し(本人又は共同利用者が海技免状を有している場合)

(注) ②については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集申込書

真鶴町長 殿

私は、真鶴港ヨット係留施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

令和 年 月 日

受付番号	※
------	---

ふりがな			
氏 名	(生年月日) 年 月 日		
住 所	〒 電話 ()		
上記以外 の連絡先	(名称) 電話 () (所在地)		
共同利用者	☐ 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) ☐ 無		
艇 型	☐ メーカー・型式 () ☐ 型式未定 (購入予定)		
艇長 (実測)	m	艇幅 (実測)	m
備 考			

(注) 返信用封筒2通を添付してください。(110円分の切手を貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ()